

幼稚園に通園する園児の保護者様へ

世帯の収入や世帯の構成状況に応じ、
給食費の一部(副食費)が市から補助されます

対象額

対象額: 月額4,700円と実際のお支払額を比較して、低い方の金額
対象月: 令和5年4月分～令和5年8月分(令和5年9月26日締切)

対象者

●「年収360万円未満相当世帯の子ども」または「小学校3年生までの子どもから順に数えて3人目以降の子ども」の保護者

※年収360万円未満相当世帯とは、市町村民税所得割額(※)が77,101円未満の世帯。

※認可外保育施設に通っている児童及びどこの園にも通っていない未就学児は除く。

※算定の基準となる市町村民税所得割額

対象月	令和5年4月～令和5年8月分
基準となる市町村民税の年度	令和4年度市町村民税所得割額 (令和3年1月1日～令和3年12月31日までの所得)

対象範囲

●給付の対象となるのは、副食費(おかず等に要する費用)のみです。

※主食費(米、麺、パン等)、持参のお弁当は給付の対象外です。

※給付上限額(月額4,700円まで)の範囲で、保護者が実際に園に支払った副食費代が給付されます。

※標準の教育時間に係る給食費が対象となり、平日の預かり保育や長期休業中の預かり保育に係る給食費は対象外です。

必要な手続き

●対象者については市から『実費徴収補足給付のお知らせ』を送付いたしますので、同封されている『給食費(副食費)の請求方法について』をご確認のうえ、市へ直接請求してください。

市民税所得割額の確認方法

●市民税所得割額(77,101円未満)の確認方法(目安)

- ①給与から税金が天引きされている方:市民税・県民税特別徴収税額の通知
 - ②個人で納付されている方 :市民税・県民税税額決定納税通知書
- ※保育課では、税額についてお答えできませんのでご注意ください。

【注意点】

- ①市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除や寄附金控除等がある場合は、その控除適用前の額になります。(市民税所得割額に控除額等を加えた額となります。)
- ②平成30年度から、政令指定都市(相模原市、川崎市、横浜市等)に住所を有する方の市民税所得割額の標準税率が6%から8%に変更されましたが、他市町村との不均衡が生じないように、補助区分の算定には従来どおり旧税率(6%)を用います。
- ③所得がある方が複数いる場合は、市民税所得割額を合算した額で算定することがあります。(同居の祖父母等)

対象者に該当すると思われるが通知が送られてこない場合

対象者については、市で税情報や世帯情報を基に判定しております。

対象者に該当すると思われる方で通知が送られてこない場合は、以下の書類を市役所保育課に速やかに提出してください。なお、提出されても算定の結果、対象とならない場合もございます。

- 市に世帯状況等が変わった事を申請していない方(婚姻、離婚、死別等)
『子育てのための施設等利用給付認定変更申請書 兼 変更事項届出書』を園を通じ、市へ提出してください。
- R4.1.1現在、相模原市に在住でない場合(他市、国外等)または市民税が未申告等の場合で課税証明書等を提出していない方
 - ・他市在住の場合:R4.1.1に在住の市が発行する『R4年度の市民税・県民税課税証明書』の原本
 - ・国外に在住の場合:勤務先が証明・発行するR3年分の給与証明書(外国語で記載の場合はその訳文)
 - ・市民税が未申告等の場合:税の申告を行い、発行される『R4年度の市民税所得割がわかる書類』

Q&A

Q1 給食費全額が給付の対象ですか。

A1 給付の対象は副食費(おかず代)のみ(月額4,700円まで)となります。
主食費(ごはん代)は給付対象外のため請求できません。お弁当は対象外です。
また、園以外(父母の会等)が提供した給食も対象外となります。

★ご注意ください★

請求には、『領収書』の添付が必要です。幼稚園から渡されましたら、請求まで大切に保管いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 保育課 教育・保育推進班(市役所本館4階)

電話 042-769-8341(直通)※『補足給付事業について』とお問い合わせください。